議案第２９号

歴史資料館等協議会委員の委嘱について

創造都市推進局文化財課

議案第２９号

１　案件の概要

歴史資料館等協議会委員の令和８年１１月２日任期満了に伴い、
次期委員を委嘱するもの（新任４人、再任７人）

▼「高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例」
第４条第２項第１号の規定に基づく

２　委員委嘱の概要

（１）委嘱年月日　令和８年１１月３日

（２）任　　期　令和８年１１月３日～令和１０年１１月２日

（３）委　　員　一覧表のとおり

議案第２９号

委嘱を予定する委員

選出区分	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	守 田 逸 人	香川大学教育学部教授	再任
	寺 林 優	香川大学創造工学部教授、香川大学博物館長	再任
	久 下 実	徳島文理大学文学部教授	再任
関係団体役員	仁 科 大 成	香川県小学校教育研究会高松支部社会科部会役員	新任
	北 谷 正 仁	香川県中学校教育研究会高松支部社会科部会役員	再任
	天野雄一朗	高松市ＰＴＡ連絡協議会役員	新任
その他（資料館所在合併地区代表）	平 井 勉	讃岐国分寺跡資料館友の会会長（国分寺）	再任
	豊 島 明 美	香南文化交流サロン事務局長（香南）	再任
	塩 田 浩 之	文化協会むれ副会長（牟礼）	再任
公募	片 山 太 幹	（公募）	新任
	畠 山 斉	（公募）	新任

【参考】改選前の委員（令和８年１０月１日現在）

選出区分	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	守 田 逸 人	香川大学教育学部教授	新任
	寺 林 優	香川大学創造工学部教授、香川大学博物館長	再任
	久 下 実	徳島文理大学文学部教授	新任
関係団体役員	大 嶋 和 彦	香川県小学校教育研究会高松支部社会科部会役員	新任
	北 谷 正 仁	香川県中学校教育研究会高松支部社会科部会役員	新任
	太田健治郎	高松市ＰＴＡ連絡協議会役員	新任
その他（資料館所在合併地区代表）	平 井 勉	讃岐国分寺跡資料館友の会会長（国分寺）	新任
	豊 島 明 美	香南文化交流サロン事務局長（香南）	新任
	塩 田 浩 之	文化協会むれ副会長（牟礼）	新任
公募	中 村 賢 治	（公募）	再任
	泉 川 時	（公募）	新任

３　協議会設置の経緯

（１）市町村合併前後の経過

・市町村合併前は、一部の資料館に運営協議会が存在。

・合併後の平成１８年１月、高松市歴史資料館のほか、高松市石の民俗資料館、高松市香南歴史民俗郷土館、高松市讃岐国分寺跡資料館を管理運営することとなる。

・同年１０月２０日付け「歴史資料館等のあり方について」で、各館運営協議会のあり方について次の提言を得る。

▼運営協議会を一本化して組織替えする必要がある。

▼委員の委嘱は、各館の内容等を知る人物を選任する配慮が必要である。

▼地域や委員数について考慮する必要がある。

・提言を受けて、「高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例（以下、条例）」を制定し、高松市歴史資料館等協議会を設置。

議案第２９号

４　協議会に係る規定内容

（１）委員選任・委嘱に係る条例等

▼委員は１１人以内（学識経験のある者、関係団体の役員、教育委員会が必要と認める者）【条例第４条】
▼委員の任期は２年（再任されることができる）【条例第５条】
▼条例のほか、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」に基づき選任。

（２）委員委嘱の状況

▼学識経験者（３名：香川大学教授、徳島文理大学教授に依頼）
▼関係団体役員（３名：県小学校教育研究会高松支部社会科部会、県中学校教育研究会高松支部社会科部会、高松市ＰＴＡ連絡協議会）
▼教育委員会が必要と認める者（３名：讃岐国分寺跡資料館・香南歴史民俗郷土館・石の民俗資料館の各館の事業内容等をよく知る方）
▼公募（２名）
　＊公募委員は、「高松市歴史資料館等協議会委員募集要項」による募集、「高松市歴史資料館等協議会委員選考要領」によって選考。

報告事項１

第３回園長・校長・副校長研修会における実践事例研修について

教育局学校教育課

１　日程等

（１）開催日時：

令和８年１１月１７日（火）９：４０～１０：５５

（２）開催場所：

高松市総合教育センター　多目的洋室（1階）

（３）参 加 者：

高松市立のこども園、幼稚園、小・中学校、
高松一高　の園長・校長・副校長　（約100名）

２　研修の目的

　研究指定校の実践発表を通して、各園・学校における教育実践の工夫・改善を図る。

３　研修の内容

　本市が目指している「誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育」、「高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育」の具現化に向けて、研究指定を受けている市立小・中学校の２校が、その研究成果等を発信することで、各園・学校が教育実践の参考にする。

４　実践発表の内容

・高松市立東植田小学校（シビックプライド醸成教育）
・高松市立屋島中学校（生命（いのち）の教育）





令和７年度の研修会の様子

５　日　程

時　間	内　容
９：４０～	実践事例発表① ・高松市立東植田小学校発表　・質疑応答
１０：１０～	発表準備
１０：１５～	実践事例発表② ・高松市立屋島中学校発表　・質疑応答
１０：４５～	学校教育課長お礼

報告事項２

令和９年度
高松市立幼稚園の利用申込について

健康福祉局こども保育教育課

１　幼稚園の概要



**小学校以降の教育の基礎を
つくるための幼児期の教育を行う学校**

利 用 時 間	昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
利用できる保護者	制限なし

２　教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は、教育・保育給付の利用を希望する子どもの年齢と保育の必要性の認定に応じて３つに区分されます。

年齢	保育の必要性	教育・保育給付認定区分		利用できる施設等
満３歳以上	なし	**１号認定**	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
	あり	**２号認定**	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
			保育短時間	
満３歳未満	あり	**３号認定**	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業
			保育短時間	

３　幼稚園の利用申込

① 利用申込要件

ア 利用申込要件高松市で住民登録している子ども又は入園時４月１日）までに
　高松市に住所を有する予定の子ども

イ　１号認定を希望する子ども
　（２号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する子どもを含む）

② 保育区分

- 3年保育(3歳児)令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子ども
- 2年保育(4歳児)令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子ども
- 1年保育(5歳児)令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	特別な支援を要する子ども（※１） 優先入園を希望する子ども（※２）	左記以外の子ども
受付期間	令和8年10月26日(月)～10月30日(金)	令和8年10月26日(月)～11月13日(金)
	８時３０分～１７時（土・日曜日、祝日を除く。）	
受付場所	入園を希望する市立幼稚園	

※1　特別な支援を要する子どもとは、発達障がいなどにより特別な支援が必要とされ、公立小学校での通級指導教室又は特別支援学級への入級に相当する程度の障がいのある子ども

特別な支援を要する子どもについても、全ての幼稚園で利用申込を受け付けます。

※2　兄や姉が受付開始日の前日までに当該幼稚園に在園し、令和9年度も引き続き在園する場合、その弟や妹については、優先入園となります。ただし、2年保育(4歳児)については、定員に空きがある場合に限ります。

④ 利用申込方法

区分	特別な支援を要する子ども	左記以外の子ども
1	「入園申込書」と「問診票」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。	「入園申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等を園に御提出ください。
2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と、子どもの状態や必要な支援等について面談を行います。	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。
3	面談の内容及び「問診票」等をもとに、高松市立幼稚園特別支援教育支援会において、入園及び支援の在り方について協議します。 協議の結果、受入れが可能となった場合は、結果通知後に、教育・保育給付認定申請書等を園に御提出ください。	

⑤ 申込状況の広報

令和8年10月27日（火）～11月16日（月）に、各幼稚園の掲示板等で、前日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までの当該幼稚園の申込状況をお知らせします。

⑥ 年度途中の利用申込

受付期間		随　時（土・日曜日、祝日を除く。） 9時～16時30分
受付場所		入園を希望する市立幼稚園等（※参照）
利用申込方法	1	各園に備付けの「入園申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等を園に御提出ください。
	2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。

※　特別な支援を要する子どもについては、園の状況に応じての受け入れとなるため、希望する幼稚園又はこども保育教育課に相談